委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等		
	○ 知事	● 市区町村長等	
2. 都道府県名	大阪府		
3. 市区町村名	吹田市		
4. 届出番号	1		
5. 独自利用事務の事例番号	74-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshik	i/div-gyoseikeiei/johoseisaku/_69	

執行機関名 吹田市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	吹田市子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年吹田市条例第27号)の規定 による医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		吹田市個人番号の利用等に関する条例(平成27年吹田市条例第24号)第3条第 1項 (2)次に掲げる条例の規定による医療費の助成に関する事務 イ 吹田市子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年吹田市条例第27号)
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童手当法第1条	吹田市子どもの医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) 第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母 その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認 識の下に、 <u>児童を養育している者</u> に児童手当を支給することにより、家庭等に おける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う <u>児童の健やかな成</u> 長に資することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>子どもの保護者</u> に対し、子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上に寄与するとともに、その健全な <u>育成と福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		吹田市子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年吹田市条例第27号) 吹田市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則(平成4年吹田市規則第27 号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	吹田市子どもの医療費の助成に関する条例第6条		
	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	子どもの保護者に対する子どもの医療費の一部助成に係る事実についての <u>審査</u> に関する事務		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	吹田市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第3条第2項		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
	当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。ロ及び次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該請求に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報		

/#: =	*			
17/用 4	∍			
	-			